

目次

第1編 中小事業者の保護と消費者法の実務

第1章	事業者間取引と消費者法	2
I	はじめに	2
II	消費者契約法の適用範囲	4
	1 消費者契約法の目的・適用範囲	4
	2 「事業として又は事業のために」の解釈	5
	(1) 消費者契約法の適用範囲を画する基準	5
	(2) 解釈論の検討	5
	3 小括	7
III	民法改正と事業者間取引	7
	1 注目すべき改正提案	7
	2 約款規制	8
	3 情報提供義務・不実表示	8
	4 公序良俗違反の具体化	9
	5 動機の錯誤に関する判例法理の明文化	10
	6 詐欺の拡充	10
	7 小括——若干の懸念とともに	11
IV	補論——提携リースと割賦販売法	12
	1 はじめに	12
	2 消費者リース	12
	(1) 消費者リースの法的構造	12
	(2) 消費者リースにおける契約形式の組換え	14
	3 提携リースに対する割賦販売法の適用	19
	(1) 「営業のために若しくは営業として」の理論的な意味づけ	19
	(2) 「営業のために若しくは営業として」の解釈論	19
	4 おわりに——提携リース規制立法の方向性	20

第2章	特定商取引法による救済と限界	22
I	はじめに	22
II	特定商取引法による救済例としての 「ドロップ SHIPPING被害」	23
1	ドロップ SHIPPING / ドロップ SHIPPING被害とは	23
(1)	本来のドロップ SHIPPING	23
(2)	ドロップ SHIPPING被害	26
2	ドロップ SHIPPING被害救済における法的問題	28
(1)	業務提供誘引販売取引該当性	28
(2)	クーリング・オフの適用除外	29
(3)	クーリング・オフ後の清算	29
3	ウインド事件勝訴判決	30
(1)	原告の属性	30
(2)	争点	30
(3)	争点①——業務提供誘引販売取引該当性	31
(4)	争点②——「事業所等によらない個人」該当性	33
(5)	争点③——返還すべき金額	34
4	ウインド勝訴判決の意義	35
(1)	フランチャイズ契約への適用可能性	35
(2)	原状回復	35
III	業務提供誘引販売の制定経緯	36
1	業務提供誘引販売とは	36
(1)	定義（特定商取引法51条）	36
(2)	業務提供誘引販売の典型事例	36
2	業務提供誘引販売規制の背景	37
(1)	内職・モニター商法のトラブル事例の増加	37
(2)	社会問題になった事例	38
3	従来規制の問題点	38
(1)	産業構造審議会消費者経済部会個人ビジネス勧誘取引 小委員会の報告書	38
(2)	従来規制の問題点	39
4	対策	40

(1) 2000年9月11日報告書	40
(2) 2000年の訪問販売法の改正	41
5 今後の課題	41
Ⅳ 判例にみる「営業のために若しくは営業として」 (特定商取引法26条1項1号)の制限	42
1 学説における「営業のために若しくは営業として」の解釈	42
(1) 各学説の紹介	42
(2) 各学説のまとめ	43
2 各裁判例における「営業のために若しくは営業として」 の判断要素について	43
(1) 判例紹介	43
(2) 上記判例のまとめ	47
3 検討	48
(1) 上記判例と学説の検討	48
(2) まとめ	49
第3章 提携リース被害の現状と課題	51
Ⅰ はじめに	51
Ⅱ 中小事業者の提携リーストラブルの被害実態と傾向	52
1 提携リースとは	52
(1) 概要	52
(2) 目的	53
2 株式会社メディアサポートに対する行政処分	53
(1) 処分内容	53
(2) メディアサポートによる行政処分対象行為	54
(3) 行政処分後の現状	55
3 提携リース被害の実例	55
(1) 被害の特徴	55
(2) 被害実例	56
4 相談統計からみたリース・トラブル——国民生活センター 消費生活相談データベースより	59
(1) 総論	59
(2) 各論	60

目次

(3) 相談発生「率」——生命保険との比較	69
5 社団法人リース事業協会に対する聞き取り調査	69
(1) リース事業協会の概要	69
(2) 聞き取り方法	69
(3) 聞き取り内容	70
6 逆算リース	76
(1) しくみ	76
(2) 逆算リースが示すリース会社とサプライヤーの一体性	78
7 解決方法および課題	79
(1) 主な法律構成	79
(2) 課題	81
(3) 課題に対する研究	82
(4) 現状	83
Ⅲ 悪質提携リース被害を検討するうえでの法的問題点の概観	84
1 問題の所在	84
2 リース会社への責任追及の前提となる一体性	85
3 各論1——不法行為責任	86
(1) はじめに	86
(2) 不法行為責任	87
(3) 共同不法行為	88
(4) 使用者責任	89
4 各論2——詐欺取消し、錯誤無効	91
(1) 詐欺取消し	91
(2) 錯誤無効	93
5 各論3——説明義務・情報提供義務違反に基づく責任	94
6 各論4——暴利行為、公序良俗違反、適合性原則違反	95
(1) 暴利行為	95
(2) 公序良俗違反	95
(3) 適合性原則違反	96
7 各論5——代理構成、使者構成	96
8 各論6——クーリング・オフによる契約の解除	96
Ⅳ ホームページリース	98
1 はじめに	98

2	ホームページリース問題とは	98
3	ソフトウェアリースとは	99
4	ホームページリース問題の核心	99
5	ホームページリースの法的問題点	100
	(1) 一般論としての契約不成立（不合意）	100
	(2) 仮にソフトウェアリースとして契約が成立したとしても、 無効である	101
	(3) リース料請求の信義則違反	106
	(4) その他——詐欺、錯誤等	107
V	提携リース裁判例の分析	108
1	はじめに——分析の目的および視点	108
	(1) サプライヤーの不誠実な行為についてリース会社の責任を 問うことができるか	108
	(2) リース会社に対して特定商取引法上のクーリング・オフ を主張することができるか	109
2	サプライヤーの不誠実な行為についてリース会社の責任を 問うことができるか	109
	(1) 裁判例	109
	(2) 空リースの作出	122
	(3) 仮装リース	125
	(4) 瑕疵担保責任免責特約の効力	128
	(5) 中途解約の効力	129
	(6) 詐欺、錯誤、不実告知	130
	(7) 暴利行為	134
	(8) その他	137
3	クーリング・オフを主張することができるか	138
	(1) 裁判例	138
	(2) リース会社の特定商取引法2条1項該当性	149
	(3) 特定商取引法26条1項1号「営業のために若しくは 営業として」に当たるか	150
4	おわりに	158
VI	おわりに——提携リース規制法の制定に向けて	160
1	提携リースをめぐるトラブル	160

目次

2	本来のファイナンス・リースからの乖離	161
3	不招請訪問販売による契約の締結	162
4	不適正な勧誘等を助長しやすい構造	163
5	業界の自主的取組みとその限界	163
6	現行法の枠組みによる救済とその限界	164
7	弁護士会の取組み	165
第4章 フランチャイズ契約の問題分析		169
I	はじめに	169
II	フランチャイズ契約の内容とその問題点の概観	169
1	問題の所在	169
(1)	フランチャイズ契約（FC契約）の意義・特性	169
(2)	FC契約が問題となる背景	170
(3)	FC問題解決への基本的な視点	170
2	問題点の整理	172
(1)	契約締結過程における問題点	172
(2)	契約構造ないし契約条項についての問題点	173
(3)	会計システム上の問題点	174
(4)	契約終了に伴う問題点	176
3	FC法定化に向けての基本的な考え方	177
(1)	諸外国の立法例	177
(2)	わが国の現状および最近の動き	178
III	福岡地判平23・9・15（判時2133号80頁）の分析	187
1	事案	187
(1)	概要	187
(2)	事実の経緯	188
2	判決	189
(1)	競合店の出店と債務不履行	189
(2)	チャージ金（ロイヤルティなど）の算定方法	189
(3)	見切り販売に対する指導	189
3	検討	190
(1)	ロイヤルティの計算方法——「売上総利益方式」について	190
(2)	ロイヤルティ計算方法についての説明義務	191

(3) 見切り販売禁止（販売価格の拘束）と不法行為	191
第5章 不動産サブリース問題の現状と課題	193
I 不動産サブリースの問題と被害実態	193
1 はじめに	193
2 不動産サブリースのしくみと勧誘の特徴、その問題点	193
(1) 不動産サブリースとは	193
(2) 典型的な勧誘形態	194
(3) 勧誘時のセールストーク	194
(4) 問題点	194
3 「賃貸住宅サブリース110番」	195
(1) 110番の実施	195
(2) 110番の結果	195
(3) 具体的事例	195
(4) 総括	199
II 不動産サブリース取引の実態	199
1 はじめに	199
2 不動産サブリースの広告	199
(1) 広告の特徴	199
(2) ホームページの分析	200
3 不動産サブリースの契約書式	200
(1) 契約書式の分析	200
(2) 契約条項の問題点	201
4 不動産サブリース業界の実態	203
III 不動産投資に関する裁判例	203
1 はじめに	203
2 東京地判平10・1・23（判タ991号206頁）	203
(1) 概要	203
(2) 事案	204
(3) 争点	204
(4) 判旨	204
(5) 結論	205
3 東京地判平10・7・13（判時1678号99頁）	205

目次

(1) 概要	205
(2) 事案	205
(3) 争点	205
(4) 判旨	205
(5) 結論	207
4 東京地判平14・1・30（金法1663号89頁）	207
(1) 概要	207
(2) 事案	207
(3) 争点	208
(4) 判旨	208
5 東京地判平21・12・28（ウエストロー・ジャパン）	208
(1) 概要	208
(2) 事案	209
(3) 争点	209
(4) 判旨	209
6 総評	210
Ⅳ 借地借家法と不動産サブリース	210
1 不動産サブリース事案と借地借家法	210
(1) 不動産サブリースと契約弱者	210
(2) 契約弱者と借地借家法	211
(3) 不動産サブリースと借地借家法	211
2 不動産サブリース契約に対する借地借家法32条1項の適用	212
(1) 問題の所在	212
(2) 最判平15・10・21（判時1844号37頁）	213
(3) 最判平15・10・23（判時1844号54頁）	215
(4) 上記最判の意義と問題点	216
(5) 判例が示す考慮要素およびその比重についての再検討	217
3 不動産サブリースにおける相当賃料額決定における 考慮要素とその比重	222
(1) 賃料増額特約、賃料保証特約は論理的前提か	222
(2) 「当初収支予測に対する信頼」と「それに基づく多額の 資本投下」	222
(3) 「当初収支予測に対する信頼」を形成する決定的要素としての	

契約弱者	223
(4) 他の論点への応用可能性	224
4 他の紛争類型についての若干の検討	224
(1) 賃料協議条項の解釈	224
(2) 期間満了時における賃貸人からの更新拒絶に必要な正当事由	224
(3) 賃貸人からの期間内解約条項の有効性	226
(4) サブリース業者からの期間内解約	228
5 結 語	228
Ⅴ 不動産サブリースに関する規制と賃貸住宅管理業者登録制度	229
1 不動産サブリースに関する現行法上の規制	229
(1) 宅地建物取引業法	229
(2) 消費者契約法	230
(3) 特定商取引法	230
(4) 借地借家法	231
2 国土交通省の取組み	231
(1) 目 的	232
(2) 対 象	232
(3) 業務処理準則の内容	232
3 制度の評価と今後の課題	234

第2編 パネルディスカッション「中小事業者の保護と消費者法」

第3編 契約弱者としての中小事業者の保護の拡充を求める決議

第4編 資料

【資料1】	大阪地判平23・7・4——バイオ判決 [ドロップ SHIPPING]	……298
【資料2】	東京地判平23・12・22——プラス判決 [ドロップ SHIPPING]	……302
【資料3】	提携リース契約規制法(案)	……307
【資料4】	不動産サブリース広告(HP)一覧表	……322
【資料5】	サブリース契約書比較表	……326
	・実行委員/パネルディスカッション登壇者	……336